工事検査ワンポイントアドバイス
「特記仕様書について」

工事検査通信　No.95
発行：　R7年6月16日
出納局　工事検査課



今回は工事検査で確認する設計図書のうち、特記仕様書について教えてください。



はい。特記仕様書とは、建築や土木工事において、共通仕様書で補えない、工事ごとの特有の仕様や注意点、詳細な情報などを整理した書類です。

共通仕様書「土木工事編Ⅰ」には、『共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事固有の技術的要求を定める図書をいう。』とあり、さらに「優先事項」として、『設計図書に添付されている図面及び特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。』と定義されています。

資料１（第１節総則１－１－１「適用」、１－１－２「用語の定義」）



これらを踏まえて検査で気になった点はありますか。



ほ場整備工事において、特記仕様書に、①共通仕様書と同じ内容がある、②共通仕様書の規定以上に協議等を細かく規定している、といった事例が見受けられます。

①については「共通仕様書を補足する」という点からは不要ですし、②については、施工条件の特殊性から、より丁寧に工事を進める必要があり、共通仕様書以上の規定を必要とする場合もありますが、標準的な施工条件であれば必要ありません。

①、②に共通するデメリットとしては、工事固有の特記事項として規定した重要な内容を見落とすリスクが考えられます。



経験の浅い担当者は判断が難しいかもしれませんね。



記載事項が多い理由として、他工事の特記仕様書をそのまま引用していることが考えられます。判断に迷う場合は、上司と相談しながら、<u>共通仕様書を補足し、各工事ごとに規定するもの</u>という点に留意して作成してください。

そして契約後は、その内容が施工計画書に反映され、的確に実施されているかを確認してください。

検査では、仕様書に基づいて適切に工事が実施されているかを確認します。



では逆に、記載内容が不足していた事例はありますか。



はい。使用材料や機器類の仕様が、特記仕様書や図面に明記されていない事例がありました。検査では、承諾図書に添付されていた参考図書を基に材料が妥当であることを確認できましたが、受注者は資料の確認や材料の選定に時間を要したようです。発注者は、特記仕様書や図面に必要となる仕様や性能をあらかじめ明記してください。



具体的にはどのような工事ですか。



コンクリートの表面被覆工事で使用するポリマーセメントモルタルの仕様で、付着強度等の性能に関する記載がありませんでした。

ほかには、農業土木では施設機械工事と呼んでいる機械設備工事の事例です。工事の主要部分であるゲートやポンプについては、設計諸元が明記されていて問題はありませんが、近年は周辺機器の更新工事が増えており、それの仕様や能力についての記載が不足していました。



最後にまとめをお願いします。



最近は、施設の長寿命化を図るため、新たな土木資材を使用して補修・補強等を行う工事が増えてきています。今回説明した事例以外でも、特殊な材料を使用する場合には仕様等を明確にしてください。

また、土など従来から使用している材料でも、設計条件により内部摩擦角等を規定する場合もあります。

特記仕様書等の設計図書に、工事で必要とする条件を明記し適切な出来形と品質の確保に努めてください。



ありがとうございました。

＊＊

●本日のポイント

・特記仕様書を作成する前に、まず共通仕様書の内容を確認しましょう。
・ガイドラインの改訂状況に注意しましょう。使用する機器、材料について、仕様の規定が必要な場合は、設計図書に明記しましょう。

【登場人物の設定】　〇福島県 出納局 工事検査課



：唐井(ｶﾗｲ)検査員



：渋井(ｼﾌﾞｲ)検査員